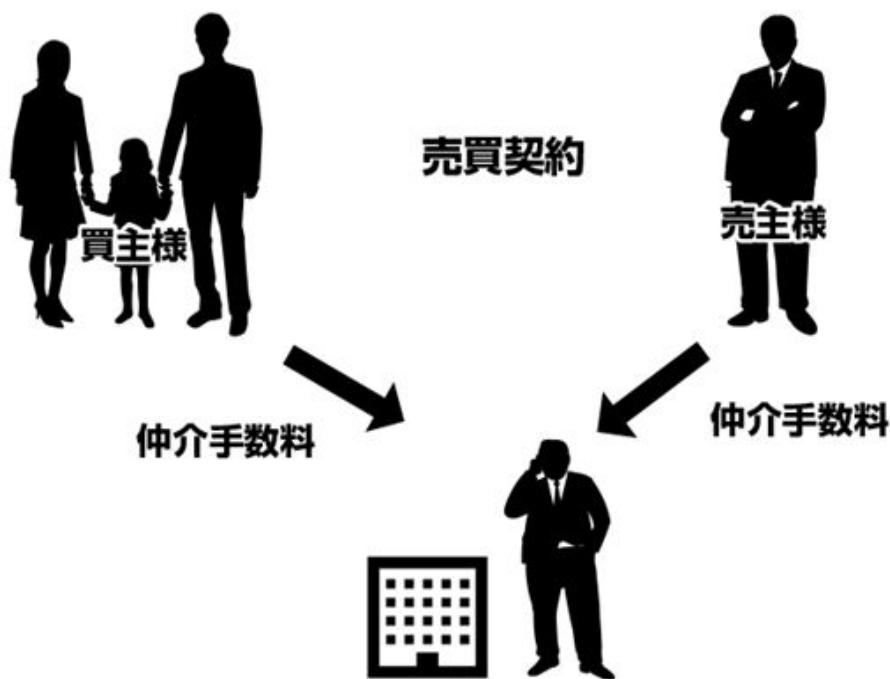


## 仲介手数料のしくみ【購入の方へ】

仲介手数料とは、不動産の売買契約に置いて物件価格に加えて不動産仲介業者に支払う報酬の事を言います。ちなみに、宅建業法で定められた仲介手数料の上限は『物件購入価格(税抜)×3%+6万円+消費税』となります。実際、この仲介手数料を多くの不動産仲介業者が買主様と売主様の双方から頂いているのです。

### 一般の仲介業者の場合

買主様及び売主様より、それぞれ仲介手数料を頂載しています。



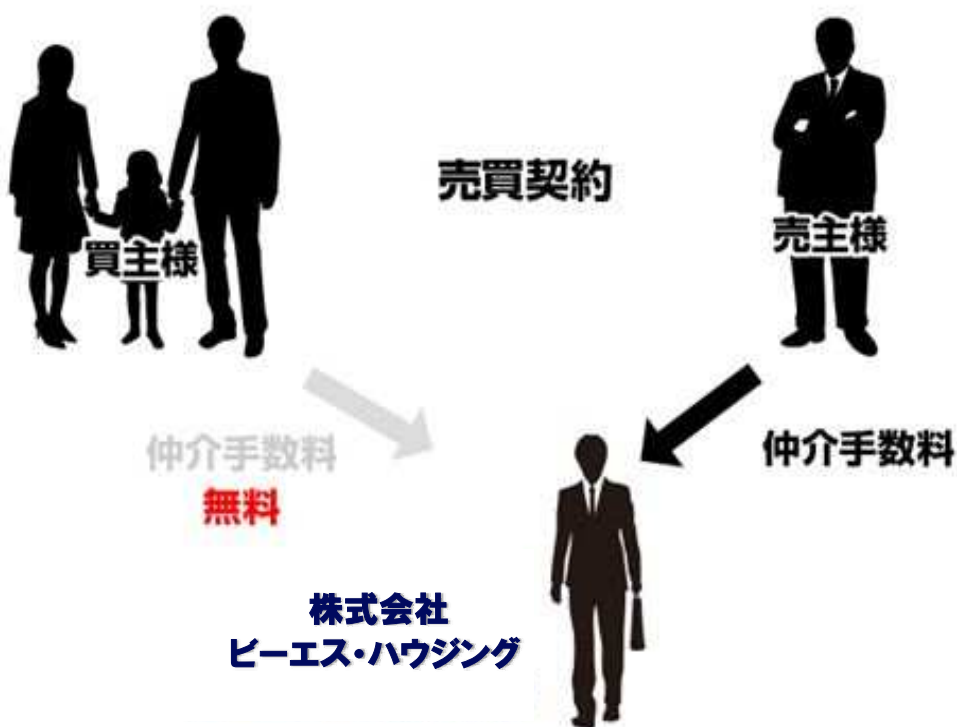
### 一般の仲介不動産会社の場合

売買金額	買主様負担 仲介手数料	売主様負担 仲介手数料	仲介業者の 手数料収入
4,000万円	136.0万円	136.0万円	272.0万円
5,000万円	168.4万円	168.4万円	336.8万円
6,000万円	200.8万円	200.8万円	401.6万円
7,000万円	233.2万円	233.2万円	466.4万円
10,000万円	330.4万円	330.4万円	660.8万円

## ビーエス・ハウジングの場合

新築分譲住宅・リノベーションマンションの場合で売主様から仲介手数料を頂ける物件に関しましては、買主様から仲介手数料は頂きません。(仲介手数料無料となります。)

また、立川市・国立市・国分寺市・府中市の物件に関しましては仲介手数料無料より更にお得に出来る場合も多数ございます。



## ビーエス・ハウジングの場合

売買金額	買主様負担 仲介手数料	売主様負担 仲介手数料	お得になる金額
4,000万円	仲介手数料 無料0円	136.0万円	136.0万円
5,000万円	仲介手数料 無料0円	168.4万円	168.4万円
6,000万円	仲介手数料 無料0円	200.8万円	200.8万円
7,000万円	仲介手数料 無料0円	233.2万円	233.2万円
10,000万円	仲介手数料 無料0円	330.4万円	330.4万円

※上記は、売主様より仲介手数料がいただける物件に関する例です。  
物件により売主様より仲介手数料がいただけない物件に関しましては、  
お値段交渉等でご調整をさせていただき、買主様がどこよりもお得になる方法で  
ご提案をさせていただきます。